

男女共同参画推進委員会 運営要項

(目的)

第1条 平成12年、内閣府の重要政策として、科学技術分野や意思決定階層においても女性が積極的に参入・継続できる環境づくりを支援していくことが提唱された。既存の性差による思い込み・役割意識等で意欲をそがれることなく、女性も社会のあらゆる分野で真の能力・適性を発揮することが期待されている。

電気学会においても、電気学術の拡大や社会の発展に寄与していくためには、多くの女性がポテンシャルを高めリーダーシップを発揮していくことが重要であると考えられる。そのため本委員会は、電気学会における男女共同参画推進に関する課題の提起、改善方策の立案、具体的活動の企画・実行等によって、女性の学会活動参加を推進し、さらには全ての電気学会会員の活性化につながる支援体制を構築することを目的とする。

(調査検討事項および審議事項)

第2条 本委員会の主要な調査検討事項および審議事項は次の各項とする。

- (1) 推進方策と行動計画の策定・実行
- (2) 電気学会に対する働きかけ
- (3) 会員定着及び増員のための普及活動
- (4) 上記調査検討事項および審議事項を推進するための体制の整備

(構成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長：	1名
副委員長：	1名
委員：	20名程度
幹事：	1～2名
事務局：	事業サービス課

2. 委員長あるいは委員会が必要と認めた場合には、構成員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員の選定)

第4条 委員会の構成員は次の各項による。

- (1) 委員長は理事会が、学会活動経験の深い正員の中から選定し、会長名で委嘱する。
- (2) 副委員長は委員長が、学会活動経験の深い正員の中から選定し、会長名で委嘱する。
- (3) 委員は委員長が、学識経験者、役員などから選定し、会長名で委嘱する。

(4) 幹事は委員長が、正員の中から選定し、会長名で委嘱する。

(任期)

第5条 委員会の構成員の任期は次による。

1号委員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。2号委員の任期は、翌年の電気学会総会までの1カ年とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は原則として年5回とする。

2. 委員会の招集は、委員長名で構成員に通知する。
3. 過半数の委員から要求がある場合、または緊急に審議する事項が発生した場合には、委員長は委員会を開催しなければならない。

(運営)

第7条 委員会の運営要項は次の各項による。

- (1) 委員会での議決事項を理事会に伝えるとともに理事会からの意見、要望があれば委員会へ報告する。
- (2) 幹事は委員会所掌に関し、委員長委任事項と議決事項をあらかじめ明確にしておく等、委員長を助けて議事が円滑に進むよう事務的配慮を行なう。
- (3) 議事は特別の規程がない限り、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合には委員長の決するところによる。

(議事録の作成)

第8条 委員会の議事録は、幹事が作成し保管する。